

## プラスチックごみ削減啓発ポスター作成業務委託仕様書

### 1 目的

近年、処理されずに海へ流れ出たプラスチックごみやマイクロプラスチックが世界的な問題となっており、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、プラスチックごみ削減に向けた動きが広がっている。このことから、本市でも、市民一人ひとりがプラスチックごみ問題を身近なものとして捉えるとともに、日常生活におけるプラスチックごみ削減に繋がる行動を市民に促すためにポスターを作成する。

### 2 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年9月29日（金）まで

### 3 業務内容

企画、関係者との調整、取材、写真撮影、編集、文章やイラストの作成および印刷等ポスター作成に係る業務一式を行うものとする。なお、ポスターの構成や仕様等は以下のとおりとする。

#### (1) ポスターの構成

ア 多くの人の目を引くインパクトのあるものとする。

イ プラスチックごみ問題に対して新たに興味関心を持つ市民を増やすとともに、日常生活でできるプラスチックごみ削減に繋がる行動を例示し、市民等の行動変容を促すもの。

ウ 写真又はイラストおよびデザイン等で本事業の目的を達成できるもの。

エ キャッチコピーや標語等を記載する場合は、本業務の目的を達成することができ、かつ簡潔な表現であること。文体や文字のフォント・サイズに制限を設けない。

オ 部局名「秋田市環境部」を表記すること。

#### (2) ポスターの仕様

ア サイズおよび印刷枚数

(ア) A1判 200枚

(イ) A2判 500枚

イ 色

フルカラー、4色刷

ウ 紙質

コート紙又はマットコート紙 135kg

(デザインに適した紙質を選定すること)

エ 校正

原則3回(うち色校正1回)

(3) その他

使用する写真やイラスト等については著作権又は肖像権に留意すること。

4 成果品の納品等

(1) 納入物品

ア ポスター 700部(A1判 200枚、A2判 500枚)

イ ポスターの電子データ

作成したデータは、ファイル形式、PDFおよびJPEGにしたものを、CD-Rなどの記録媒体で納品すること。納品データは、市ホームページ、市公式SNS等に掲載する(掲載期間:令和15年11月30日)。

(2) 納入期限

令和5年8月28日(月)

(3) 納入場所

秋田市環境部環境都市推進課

5 権利の帰属

(1) この印刷物は著作権に関する関係法令により保護されているため、納品時に著作物(イラスト、写真等)の取扱いを記載した「著作物の利用方法および条件について」を提出すること。

(2) 納品された印刷物(納品データを含む。)について、上記以外に権利者の許諾を要する利用をしようとするときは、別途協議するものとする。

6 業務管理

(1) 契約期間内に業務を完了するためのスケジュールについて、事前に業務計画書として提出すること。

(2) 受託者は、業務の進捗状況等について市に随時報告するとともに、業務履行

上の調整又は確認を適宜行うこと。

- (3) 本業務の目的を達成するためにより良い手法、技術又はアイデア等がある場合は、積極的に提案すること。

## 7 業務完了報告

業務が完了したときは、業務完了報告書を14日以内に提出すること。

## 8 再委託等について

- (1) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ再委託届を提出し、承認を得ること。

## 9 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で関係法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、重要と認める事項については、あらかじめ市と文書で協議し、承認を得なければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、市および受託者双方の協議により決定するものとする。